

建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づき、次の一団地を認定しましたので、同条第 8 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 19 年 12 月 10 日

京都市長 樺本 賴兼

1 認定年月日及び認定番号

平成 19 年 12 月 4 日付け第 11-008 号

2 一団地の区域

京都市下京区西之町 108 番地の 3 の一部、108 番地の 4、111 番地、125 番地の 2、173 番地から 175 番地まで、278 番地並びに同区東之町 9 番地の 3 の一部、17 番地の一部、26 番地の 9、28 番地、33 番地の 2 の一部、33 番地の 5、33 番地の 6、35 番地の 2、36 番地の 2、42 番地の 2、43 番地の 2、51 番地、54 番地の 2、60 番地の 2 から 60 番地の 4 まで、62 番地の 2、63 番地の 2、79 番地の 2、82 番地の 8、82 番地の 10 の一部、83 番地、83 番地の 2、84 番地から 86 番地まで、89 番地の 1、90 番地、119 番地及び 120 番地

(都市計画局建築指導部建築指導課)